

平成27年5月15日

---

## 第2回「石巻地区タクシー準特定地域協議会」の開催について

---

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「新特定地域等措置法」という。）が平成26年1月27日から施行され、石巻地区につきましては新特定地域等措置法に基づいて引き続き準特定地域に指定されるとともに、「石巻地区タクシー事業適正化・活性化協議会」は平成26年2月28日に「石巻地区タクシー準特定地域協議会」に移行いたしました。

つきましては、第2回「石巻地区タクシー準特定地域協議会」を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

なお、本協議会に構成員として参加を希望される方は、6月23日（火）までに、問い合わせ先まで別添申出書にてFAXでお申し出下さい。

### 記

#### 1. 日 時

平成27年6月30日（火）13：30～

#### 2. 場 所

公益社団法人宮城県トラック協会 石巻輸送サービスセンター2階  
（石巻市重吉町8-6）

#### 3. 議 題

- (1) 協議会設置要綱の改正について
- (2) 適正化・活性化の状況について
- (3) その他

#### 《問い合わせ先》

石巻地区タクシー準特定地域協議会 事務局  
一般社団法人宮城県タクシー協会 専務理事 千葉吉彦  
電話 022-288-1113

〈※申出書送付先〉 FAX 022-288-1114

(申出書)

石巻地区タクシー準特定地域協議会の構成員として参画を申し出します

1. 申し出年月日 : 平成27年 月 日

2. 氏名(及び「ふりがな」) :

3. 申し出者の住所 :

4. 申し出者の所属

該当する所属欄に○を付けてください

- ・タクシー事業者等
- ・タクシー運転者の所属する労働組合等
- ・その他

(

)

5. 所属先の事業所名又は団体名 :

6. 所属先の住所 :

7. 所属先の電話番号 :

※個人情報の取り扱いについては、この協議会開催以外の目的には使用しません。